

全国精神保健福祉連絡協議会

会報

平成16年12月

会報 47号

目 次

新会長新任挨拶	2
全国精神保健福祉連絡協議会総会報告	3
平成17年度研修課程募集要綱	6
全国精神保健福祉連絡協議会規約	10
全国精神保健福祉連絡協議会名簿	13

ごあいさつ

本年7月に国立精神・神経センター精神保健研究所長に就任し、当協議会の会長を仰せつかりました上田茂です。

会員の皆様には、日頃より各地域において精神保健福祉についてご尽力いただくとともに、当協議会の運営にご協力いただき、心から感謝いたします。

当協議会は、各都道府県の精神保健福祉協会や精神衛生協会等の間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的としています。この目的が達せられるよう、少しでもお役に立つように努めますので、会員の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、現在、我が国の精神保健福祉対策は大きな変革の時期にあります。

本年9月に厚生労働省から「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が発表されましたが、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推し進めていくため、当事者・当事者家族も含めた国民各層が精神疾患や精神障害者について正しい理解を深めるよう意識の変革に取り組むとともに、精神医療体系と地域生活支援体系の再編や基盤強化を推し進めることとしています。

さらに、精神疾患を正しく理解し、態度を変え行動するという変化が起きるよう、精神疾患を自分自身の問題として考える者の増加を促すために、国民意識改革の達成目標として、精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上とすることとしています。

このような大きな流れの中で、精神疾患や精神障害者についての国民の意識の変革を進めるために、普及啓発について幅広く、まさに国民運動として積極的に取り組むことは極めて重要であると思います。

本年9月に開かれた常務理事会においても、「各都道府県でそれぞれ熱心に普及啓発が行われているが、各都道府県での取り組みがもっと足並みをそろえて、全国キャンペーンとして展開できないか」、「各都道府県の取り組みの状況について当協議会で紹介されているが、ホームページでも紹介して、各都道府県が講習会やシンポジウム等普及啓発に取り組む際の企画、実施等に役立たせることができないか」、「ポスター等を全国共通的に使用できないか」等貴重なご意見をいただきました。

現在、日豪保健福祉協力で精神保健をテーマに共同研究を行っていますが、オーストラリアにおいては、1992年から精神保健改革に取り組んでおり、その中でさまざまな、豊富なパンフレットや報告書が出されるなど普及啓発についても国を挙げて効果的に取り組まれており、我が国が学ぶべき点が多くあると思います。

普及啓発については、国や都道府県、市町村、精神保健福祉協会、精神衛生協会、その他の精神保健福祉団体等においてそれぞれ行われていますが、このような事業が全国的な運動としての組織的、戦略的な取り組みとして展開できるようなことを皆様と一緒に考えていきたいと思っております。その中で果たすべき当協議会の役割についても、ご意見をいただきたいと思います。

会員の皆様のご協力をいただきながら、今後とも、当協議会の発展と我が国の精神保健福祉の向上のために一生懸命取り組みますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

平成16年12月
全国精神保健福祉連絡協議会・会長 上田 茂

全国精神保健福祉連絡協議会総会報告

平成16年度の全国精神保健福祉連絡協議会の総会は、平成16年10月20日(木)長崎県（長崎ブリックホール）において、第52回精神保健福祉全国大会（10月21日(木)）主催：厚生労働省、長崎県）の前日に開催された。

この度の全国精神保健福祉連絡協議会理事会及び総会については、台風の接近で航空便の欠航により、長崎へ向うことが困難となり、長崎県精神保健福祉協会の会長始め関係者各位に大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。長崎県精神保健福祉協会会長小澤 寛樹様の議事進行により、平成15年度事業報告・収支決算（会計報告）、平成16年度事業計画（収支予算）、平成17年度事業計画（収支見積）等議案の審議が、原案どおり無事に承認された。

平成15年度事業報告

平成15年度においては、本会の事業を推進するため次のことを実施した。

- 1 総会の開催（平成15年10月30日(木) 兵庫県）
- 2 理事会及び常務理事会
理 事 会（平成15年10月30日(木) 兵庫県）
常務理事会（平成15年9月29日(月) 東京都）
- 3 第51回精神保健福祉全国大会への参加（平成15年10月30日(木) 兵庫県）
- 4 「懇話会」の開催（平成15年10月30日(木) 兵庫県）
「兵庫県のアイデンティティ～多様性と統一性」
演者 河内 厚郎氏
- 5 「地方精神保健」誌の発行、配布（年1回発行：第23号）
- 6 「会報」の発行、配布（年2回発行：第45号、第46号）
- 7 各協（議）会機関誌等の収集及び広報活動

平成15年度収支決算書

自 平成15年4月1日
至 平成16年3月31日

収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
会 費	1,610,000	平成15年度会費46都道府県分 @ 35,000円
雑収入	8	銀行預金利息 (千葉銀行市川支店普通預金)
繰越額	307,506	平成14年度からの繰越額
計	1,917,514	

支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
諸謝金	70,000	懇話会講演謝金 50,000 総会、理事会協力謝金 20,000
旅 費	88,360	総会、理事会出席旅費 (千葉～神戸市：事務局2名)
需要費	965,484	印刷製本費 619,500 会報（第45号、第46号） 241,500 地方精神保健（第23号） 378,000 通信運搬費 45,153 会 議 費 135,565 雑役務費 3,570 消耗品費 161,696
賃 金	321,000	各種文書の発送・接受・整理等 延べ49人/日 @6,500円
負担金	170,000	平成15年度日本精神保健福祉連盟会費
繰越額	302,670	翌年度への繰越額
計	1,917,514	

平成16年度事業計画書（案）

- 1 総会の開催
平成16年10月20日(木) 長崎市
- 2 理事会及び常務理事会の開催
理 事 会 平成16年10月20日(木) 長崎市
常務理事会 平成16年9月29日(木) 東京都
- 3 第52回精神保健福祉全国大会への参加
平成16年10月21日(木) 長崎市
- 4 「懇話会」の開催
平成16年10月20日(木) 長崎市
- 5 「地方精神保健」誌の発行、配布（年1回発行：24号）
- 6 「会報」の発行、配布（年2回発行：第47号、

第48号)

7 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動

8 その他

平成16年度収支予算書(案)

自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日

収入の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成16年度会費46都道府県分 @ 35,000円
雑収入	8	銀行預金利息 (千葉銀行市川支店普通預金)
繰越額	302,670	平成15年度からの繰越額
計	1,912,678	

支出の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	懇話会謝金 50,000 総会、理事会協力謝金 20,000
旅費	78,140	総会、理事会出席旅費 (千葉市~長崎市:事務局1名)
需要費	1,050,500	印刷製本費 619,500 会報(第47号、第48号) 241,500 地方精神保健(第24号) 378,000 通信運搬費 46,000 会場借料・会議費 200,000 雑役務費 5,000 文具費 180,000
賃金	325,000	各種文書の発送・接受・整理 保管等業務(延べ50人、6,500円/日)
負担金	120,000	平成16年度日本精神保健福祉 連盟会費
予備費	269,038	
計	1,912,678	

平成17年度事業計画書(案)

1 総会の開催(岩手県)

2 理事会及び常務理事会の開催

(理事会:岩手県、常務理事会:東京都)

3 第53回精神保健福祉全国大会への参加

4 「懇話会」の開催(岩手県)

5 「地方精神保健」誌の発行、配布(年1回発行:25号)

6 「会報」の発行、配布(年2回発行:第49号、第50号)

7 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動

8 その他

平成17年度収支見込書(案)

自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日

収入の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成16年度会費46都道府県分 @ 35,000円
雑収入	8	銀行預金利息 (千葉銀行市川支店普通預金)
繰越額	0	
計	1,610,008	

支出の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	懇話会謝金 50,000 総会、理事会協力謝金 20,000
旅費	86,000	総会、理事会出席旅費 (小平~岩手県:事務局2名)
需要費	1,009,008	印刷製本費 619,500 会報(第49号、第50号) 241,500 地方精神保健(第25号) 378,000 通信運搬費 70,000 会場借料・会議費 200,000 雑役務費 5,000 文具費等 114,508
賃金	325,000	各種文書の発送・接受・整理 保管等業務(延べ50人、6,500円/日)
負担金	120,000	平成17年度日本精神保健福祉 連盟会費 120,000円
予備費	0	
計	1,610,008	

全国精神保健福祉連絡協議会

の後援名義の使用許可(16年度9月現在)

1 第4回全国こころの美術展

開催日:平成16年6月18~23日

平成16年7月2~4日

場所:東京会場

山形会場

2 全国精神障害者地域生活支援協議会 第8回

全国大会in静岡

開催日:平成16年7月5~6日

場所:アクトレティ浜松コンgresセンター

平成17年度研修課程募集要綱

国立精神・神経センター
精神保健研究所

国立精神・神経センターは、精神・神経疾患の克服と精神保健の確立を目指して設立されたナショナルセンターです。国内では精神・神経疾患の医療と研究及び精神保健の研究の中心として主導的役割を担っています。また、多くの国々と協力して国際的にも積極的に活動しています。

精神保健研究所は、昭和27年1月に国立精神衛生研究所として発足し、こころの健康づくりからこころの健康障害(ストレス性障害、適応障害、PTSD、睡眠覚醒障害、薬物依存、心身症、発達障害、精神疾患、精神障害者のリハビリテーションなど)までを研究対象として、精神医学的、心理学的、社会学及び社会福祉学的方法を統合した精神保健福祉学的研究を行っています。

また、これらの研究活動と並行して、昭和34年度の社会福祉学課程を皮切りに、精神保健技術者を対象とする様々な研修活動を実施してきました。昭和61年10月に、国立武蔵療養所(神経センターを含む)とともに国立精神・神経センターとして発展的に改組し、さらに、昭和62年4月からは国立国府台病院が加わり、2病院、2研究所のナショナルセンターとなりましたが、同センター精神保健研究所となってからも、同センターの研修活動として引き継がれ、現在に至っています。

ここでの研修は、国、地方公共団体、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第19条8の規定による指定病院等において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に従事する者、作業療法士、精神保健福祉士等の方々を対象に、精神保健福祉技術者として必要な資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる専門的な知識及び技術修得に関する研修を行うもので、昭和34年度から平成15年度までの修了者数は7,879名に達し、その多くは、全国各地において精神保健福祉分野の専門技術者として活躍されています。

平成17年度は、医学課程として、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際、摂食障害の病態と治療に関する最新の知見(医師等対象、看護師対象)、精神科長期在院患者の退院促進のための社会復帰リハビリテーション、我が国における包括型地域生活支援プログラム(Assertive Community Treatment: ACT)の実践の5課程、精神保健指導課程、精神科デイ・ケア課程(初任者対象、中堅者対象)、薬物依存臨床医師研修会、薬物依存臨床看護研修会を開催します。

ふるってご参加ください。

平成17年度研修課程実施計画表

第48・49・50・51・52回 医学課程

□ 受付期間 ■ 研修期間

課 程 名	期 間 定 員	願書受付期間・研修期間												主 任 副 主 任	会 場			
		17年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年 1月	2月			3月		
(第42回) 精神保健指導	25		1(金) □ 15(金)		8(木) □ 10(金)												竹島 正 三宅 由子 立森 久照	小 平 市
(第11回) 精神科デイ・ケア (中堅者)	40			9(月) □ 20(金)		11(月) □ 15(金)											安西 信雄 伊藤順一郎	小 平 市
(第94回) 精神科デイ・ケア	40		4(月) □ 15(金)		27(月) ■ 15(金)												竹島 正 安西 信雄	福 岡 市
(第48回) 医 学	50			2(月) □ 27(金)		6(木) □ 8(金)											加我 牧子 稲垣 真澄 軍司 敦子	小 平 市
(第49回) 医 学	40			30(月) □ 10(金)			30(火) □ 2(金)										小牧 元 伊藤順一郎	小 平 市
(第50回) 医 学	40				4(月) □ 15(金)		7(木) □ 9(金)										安西 信雄 伊藤順一郎	小 平 市
(第51回) 医 学	30						5(月) □ 16(金)				16(水) □ 18(金)						小牧 元 伊藤順一郎	小 平 市
(第52回) 医 学	30										5(月) □ 16(金)		14(火) □ 17(金)				伊藤順一郎 西尾 雅明	小 平 市
(第19回) 薬物依存臨床 医 師 研 修	40						1(月) □ 19(金)				17(月) □ 21(金)						和田 清 尾崎 茂 松田 正彦	小 平 市
(第7回) 薬物依存臨床 看 護 研 修	40				27(月) □ 15(金)			13(火) □ 16(金)									和田 清 尾崎 茂 松田 正彦	小 平 市

1. 目 的

精神医療・精神保健福祉業務に従事している、医師・精神保健福祉士・臨床心理業務に従事する者・保健師・看護師・作業療法士等を対象とし、研修主題に関する専門的知識及び技術の修得を目的とする。
各医学課程は、それぞれ内容が異なります。

2. 受講資格

精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所等に勤務している医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師、作業療法士等。

第42回 精神保健指導課程

1. 目 的

都道府県(指定都市)、精神保健福祉センター及び保健所等で精神保健福祉行政に携わっている者を対象として、精神保健福祉の計画的な推進に関する専門的知識及び技術の修得を目的とする。

2. 受講資格

都道府県(指定都市)、精神保健福祉センター及び保健所等で、精神保健福祉行政に携わっている者。職種は問わない。

精神科デイ・ケア課程

1. 目 的

精神病院等において精神科看護(集団療法、作業療法、レクリエーション活動、生活指導等)に関する業務に従事している看護師を対象とし、精神科デイ・ケアにかかる専門的知識及び技術の修得を目的とする。

2. 受講資格

精神病院等において、精神科看護に従事している看護師であって、集団療法、作業療法、レクリエーション活動及び生活指導等に2年以上の実務経験を有する者

(免許取得後の実務経験が2年以上あり、准看護師は含まない。)
原則として管理職の方は遠慮願います。

精神科デイ・ケア課程（中堅者研修）

1. 目的

精神保健福祉センター、保健所及び精神病院等で精神科デイ・ケア業務に従事している者を対象とし、チーム医療としての精神科デイ・ケアの専門知識を有し、精神科デイ・ケアを活性化して、チーム内で適切な研修プログラムを企画・立案できる中堅者を育成することを目的とする。

2. 受講資格

精神科デイ・ケア業務に5年以上従事した医師、看護師、ソーシャルワーカー（含精神保健福祉士）、作業療養士及び臨床心理業務に従事する者

第19回 薬物依存臨床医師研修会

1. 目的

国内外の薬物乱用・依存をめぐる情勢を考えると、わが国の精神医療、精神保健の中で薬物依存問題は今後ますます重要性を増しているため。薬物依存に関心を持つ医師を対象に、薬物依存の基礎、臨床及び疫学にわたる研修を行い、薬物依存の診断、治療及び予防に資することを目的とする。

2. 受講資格

精神病院、精神保健福祉センター等に勤務する医師

第7回 薬物依存臨床看護研修会

1. 目的

国内外の薬物乱用・依存をめぐる情勢を考えると、わが国の精神医療、精神保健の中で薬物依存問題は今後ますます重要性を増しているため。薬物依存に関心を持つ看護に従事する者に、薬物依存の基礎、臨床及び疫学にわたる研修を行い、薬物依存の診断、治療及び予防に資することを目的とする。

2. 受講資格

精神病院、精神保健福祉センター等に勤務する看護師

各課程共通事項

1. 受講申請手続について

(1) 提出書類

- ①受講願書
- ②履歴書及び所属長の推薦書
- ③看護師免許証の写（精神科デイ・ケア課程のみ）

(2) 提出方法

都道府県（指定都市）の精神保健福祉主管部局あて提出してください。
（同一課程に複数申請の場合は優先順位を明記してください）

(3) 書類受付期間

都道府県（指定都市）の定める期日までに提出してください。（当研究所での受付期間は課程別研修計画を参照してください）

(4) その他

各課程とも原則として、60歳未満の実務担当者が望ましく、研修受講に支障を来さない健康状態の者を対象とします。

2. 研修費用の負担について

(1) 研修費用

精神科デイ・ケア課程（中堅者研修を除く）の受講者は教材費として研修開講当日に5,000円を徴収します。

(2) 研修期間中に実施する所外実習又は見学に要する交通費等は受講者負担とします。

3. 詳細は、精神保健研究所ホームページをご覧ください。

ホームページ（<http://www.ncmp-k.go.jp>）

全国精神保健福祉連絡協議会規約

(昭和38年11月21日制定)
(昭和40年11月18日一部改正)
(昭和51年4月1日一部改正)
(昭和55年3月16日一部改正)
(昭和55年11月6日一部改正)
(昭和56年11月5日一部改正)
(昭和62年11月5日一部改正)
(平成2年11月30日一部改正)
(平成5年10月28日一部改正)
(平成7年10月26日一部改正)

(目的)

第1条 この会は、各都道府県(指定都市を含む。)精神保健福祉協会及び精神衛生協会又は協議会(以下「地方精神保健福祉協議会」という。)間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国精神保健福祉連絡協議会という。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、国立精神・神経センター精神保健研究所に置く。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するための事業を行う。

(会員)

第5条 この会の会員は、地方精神保健福祉協議会とする。

(役員の種類及び数)

第6条 この会に、次の役員を置く。

理事	15名以内
内会長	1名
副会長	2名
常務理事	3名以内
監事	2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方精神保健福祉協議会の協議により、地方精神保健福祉協議会の役員のうちから理事となる者1名を選任する。
- (2) 前号の理事の他、精神保健福祉に関し学識経験のある者若干名を総会の決議を得て理事として選任する。
- (3) 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
ただし、役員が構成されない場合は、総会の決議により決定することができる。

(4) 監事は、地方精神保健福祉協議会の役員のうちから総会の決議により選任する。

(5) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務権限)

第8条 会長は、この会を統括し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して常務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

(任期満了等の場合の取扱)

第10条 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会及び理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(幹事)

第12条 この会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、精神保健福祉に関し学識経験ある者につき会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の諮問に応じ、この会の事業全般に関する企画の策定に従事する。

(会議)

第13条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とする。

2 総会は、本会の役員及び各地方精神保健福祉協議会の代表者1名をもって構成し、毎年1回以上これを開催する。

3 理事会及び常務理事会は、必要の都度会長がこれを召集し、議長となる。

(財政)

第14条 この会の経費は、地方精神保健福祉協議会の分担金その他をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(職員)

第16条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

(細則)

第17条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

2 規約改正は、総会の決議による。

地方精神保健福祉協議会名簿

(平成16年12月)

別表

地区	所属する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
関東甲信	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

地区	名称	会長	〒	所	在	地	TEL	FAX
	北海道精神保健協会	伊東 嘉弘	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1番13号	札幌ダイケアセンター内		011-861-6353	011-861-6330
東 北	青森県精神保健福祉協会	兼子 直	038-0031	青森県大字三内字沢部353-92	県立精神保健福祉センター内		017-787-3951	017-787-3956
	岩手県精神保健福祉協会	酒井 明夫	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	県精神保健福祉センター内		019-629-9616	019-629-9619
	宮城県精神保健福祉協会	相澤 宏邦	989-6117	古川市旭5丁目7-20	県精神保健福祉センター内		0229-23-0021	0229-23-0388
	秋田県精神保健福祉協会	菱川 泰夫	010-0922	秋田市旭北栄町1番5号	秋田県社会福祉会館4階		018-864-5011	018-864-5011
	山形県精神保健福祉協会	十束 支明	990-0021	山形市小白川町2丁目3-30	県精神保健福祉センター内		023-624-1217	023-624-1656
	福島県精神保健福祉協会	丹羽 真一	960-8012	福島市御山町8-30	県精神保健福祉センター内		024-535-3556	024-533-2408
東 北	新潟県精神保健福祉協会	染谷 保幸	951-8133	新潟市川岸町1-57-1	県精神保健福祉センター内		025-231-6111	025-231-6125
	茨城県精神保健協会	中原 弘之	310-0852	水戸市笠原町不動山993-2	県精神保健福祉センター内		029-241-3352	029-241-3352
	栃木県精神衛生協会	青木 公平	320-0031	宇都宮市戸祭元町1-25	県保健福祉会館内		028-622-7526	028-622-7879
	群馬県精神保健福祉協会	三國 雅彦	379-2166	前橋市野中街368	県こころの健康センター内		027-263-1166	027-263-1166
	埼玉県精神保健福祉協会	山内 俊雄	362-0806	埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2	県立精神保健総合センター 企画広報課内		048-723-1111	048-723-1550
	千葉県精神保健福祉協議会	若菜 坦	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	県精神保健福祉センター内		043-263-3891	043-265-3963
東 北	東京都精神保健福祉協議会	飯森眞喜雄	160-8402	新宿区新宿6-1-1	東京医科大学医学部 精神医学教室内		03-3342-6111	03-3340-4499
	神奈川県精神保健福祉協会	石原 幸夫	233-0006	横浜市港南区芹ヶ谷2-5-2	県立精神保健福祉センター内		045-821-8822	045-821-1711
	山梨県精神保健協会	松井 紀和	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ3F 県立精神保健福祉センター内		055-254-8644	055-254-8647
	長野県精神保健福祉協議会	轟 章	380-8570	長野市南長野下692-2	県衛生部保健予防課内		026-235-7149	026-235-7170
	静岡県精神保健協会	加藤 正武	422-8031	静岡市有明町2-20	こころと体の相談センター 精神保健福祉部内		054-202-1220	054-202-1220
	愛知県精神保健福祉協会	太田 龍朗	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1	県総合保健センター内		052-962-5371	052-962-5375
東 海 北 陸	岐阜県精神保健福祉協会	浦島 誠司	500-8384	岐阜市藪田南2-1-1	県健康福祉境部保健医療課内		058-272-1111	058-277-0157
	三重県精神保健福祉協議会	岡崎 祐士	514-8570	津市広明町13	県健康福祉部障害福祉チーム内		059-224-2248	059-228-2085
	富山県精神保健福祉協会	堀 信行	930-0887	富山市五福474番2	ゆり木の里内		076-433-0383	076-433-0383
	石川県精神保健福祉協会	澁谷 亮治	920-0064	金沢市南新保町ル-3-1	こころの健康センター内		076-238-5761	076-238-5762
	福井県精神保健福祉協会	児嶋 眞平	910-0005	福井市大手3丁目7-1 織協ビル2階	県精神保健福祉センター内		0776-26-7100	0776-26-7300

地区	名称	会長	〒	所在地	TEL	FAX
近畿	滋賀県精神保健福祉協会	大川 匡子	525-0072	草津市笠山八丁目4番25号 県精神保健福祉総合センター内	077-567-5250	077-567-5250
	京都府精神保健福祉協会	小池 清康	612-8416	京都市伏見区竹田流地町120 府立精神保健福祉総合センター内	075-645-6266	075-645-6266
	大阪府精神保健福祉協議会	今道 裕之	558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46 大阪府立こころの健康総合センター内	06-6691-2811	06-6691-2814
	兵庫県精神保健協会	中井 久夫	652-0032	神戸市兵庫区荒田町2-1-29 県立精神保健福祉センター内	078-511-6581	078-511-6585
	和歌山県精神保健福祉協会	西本香代子	640-8319	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	073-435-5194	073-435-5193
中国	鳥取県精神保健福祉協会	西原 昌彦	680-0901	鳥取市江津318-1 県立精神保健福祉センター内	0857-21-3031	0857-21-3034
	島根県精神保健福祉協会	堀口 淳	690-0882	松江市大輪町420 県立精神保健福祉センター内	0852-21-2885	0852-21-2045
	岡山県精神保健福祉協会	大月 三郎	700-8278	岡山市古京町1-1-10-101 県立精神保健福祉センター内	086-273-0640	086-272-8881
	広島県精神保健福祉協会	山脇 成人	731-0323	広島市安芸区中野東4-11-13 瀬野川病院内	082-892-9090	082-884-3200
	山口県精神保健福祉協会	渡辺 義文	753-8501	山口市滝町1-1 県健康福祉部健康増進課内	0839-33-2944	0839-33-2629
四国	徳島県精神保健福祉協会	森井 章二	770-8570	徳島市万代町1-1 県健康福祉部健康増進課内	088-621-2225	088-621-2841
	香川県精神保健福祉協会	洲脇 寛	760-8570	高松市番町4-1-10 県健康福祉部障害福祉課内	087-831-1111	087-831-2016
	愛媛県精神保健福祉協会	植田孝一郎	790-8570	松山市一番町4-4-2 県健康福祉部健康増進課内	089-934-5714	089-921-5609
	高知県精神保健福祉協会	池田 久男	780-0850	高知市丸の内1-2-20 県健康福祉部健康政策課内	088-823-9669	088-873-9941
九州	福岡県精神保健福祉協会	田代 信雄	816-0804	春日市原町3-1-7 県精神保健福祉センター内	092-584-8720	092-584-8720
	佐賀県精神保健福祉協会	山田 茂人	845-0001	佐賀県小城市小城町178-9 県精神保健福祉センター内	0952-73-5060	0952-73-3388
	長崎県精神保健福祉協会	中根 允文	856-0825	大村市西三城町12番地 県精神保健福祉センター内	0957-54-9124	0957-54-9125
	熊本県精神保健福祉協会	北村 俊則	860-0844	熊本市水道町9-16 県精神保健福祉センター内	096-354-9214	096-354-9219
	大分県精神保健福祉協会	原尻 正治	870-1155	大分市大字玉沢字平石908 県精神保健福祉センター内	097-541-6290	097-541-6627
	宮崎県精神保健福祉連絡協議会	三山 吉夫	880-0032	宮崎市霧島1-1-2 県精神保健福祉センター内	0985-27-5663	0985-27-5276
	鹿児島県精神保健福祉協議会	吉牟田 直	890-0065	鹿児島市都元3-3-5 県精神保健福祉センター内	099-255-0617	099-255-0636
	沖縄県精神保健福祉協会	福地 曠昭	901-1104	島尻郡南風原町字宮平212 県立総合精神保健福祉センター内	098-888-1396	098-888-1710

編集後記

ご協力により各協（議）会における事業活動状況等を掲載し、会員相互の情報交換誌として編集することが出来ました。各地における様々な活動や座談会、講習会等の開催についての報告が協（議）会相互の参考となりますようお願いしております。

本連絡協議会といたしましても、各協（議）会の事業企画及び実施等に当り、一助となるよう努力して参ります。本誌の相互活用はもとより本連絡協議会へのご意見、ご要望等ご遠慮なく申し出てください。

各協（議）会のますますのご活躍を祈念いたします。

〒282-0827 千葉県市川市国府台1丁目7番3号

国立精神・神経センター精神保健研究所内

全国精神保健福祉連絡協議会事務局

TEL 047-375-4747

FAX 047-371-2900

会員各位様へ

平成17年3月末に精神保健研究所が千葉県市川市から東京都小平市へ移転することになります。

17年4月1日より住所は〒187-8502 東京都小平市東町4-1-1

電話 042(341)2711代表になりますのでよろしくお願ひします。

国立精神・神経センター
精神保健研究所内

